



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 7 月 3 日

No.VNM_045

ベトナムにおける内部通報制度の設置・運用

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)
弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)
ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

近年、上場企業を中心に、ESG（環境・社会・ガバナンス）への関心の高まりやレピュテーションリスク（企業の評判や信用が損なわれ、経済的損失やブランド価値の低下につながるリスク）への対応が強く求められる中、グローバルコンプライアンス体制の整備が急務となっています。特に外国公務員への贈賄行為は、日本に限らず世界各国の法令により厳しく規制されており、慎重な対応が必要となります¹。中でもベトナムは、贈収賄をはじめとする不正行為の温床となっているため²、同国に拠点を置くグローバル企業としては、これを防止する体制の構築が不可欠です。

このような状況において、内部通報制度の導入・運用は、不正防止の実効性を高めるための有力な手段となり得ます。例えば、ACFE（公認不正検査士協会）作成の“OCCUPATIONAL FRAUD 2024 A REPORT TO THE NATIONS”では、1913 件の調査事例の内、43%の不正事例が通報によって発見されています³。

そこで、本稿では、ベトナムでビジネスを行う日系企業が遵守すべき通報制度の法的枠組みを整理した上で、同制度をベトナムで運用する際の実務上の留意点について解説します。

¹ ベトナム・日本を含む外国贈賄規制と実務対応については、弊所ニュースレター「[ベトナム贈賄事例に対する危機管理](#)」を参照。

² Transparency International が実施した「2024 年 腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index)」によれば、ベトナムは 180 か国中 88 位 (100 点中 40 点)。

(<https://www.transparency.org/en/countries/vietnam> (最終閲覧日：2025 年 7 月 3 日))

³ ACFE “OCCUPATIONAL FRAUD 2024 A REPORT TO THE NATIONS” (2024 年度版 職業上の不正に関する国民への報告書) 4 頁参照。

(https://www.acfe.jp/wp-content/uploads/2024/07/RTTN_2024_JP1-.pdf (最終閲覧日：2025 年 7 月 3 日))

2. 通報制度の類型

通報制度は、その通報窓口等に応じて、いくつかの類型に分けることができます（図 1 参照）。例えば、通報窓口が社内に設置される場合（内部通報）と行政機関等の外部で処理される場合（外部通報）では、会社にとっての通報の意味合いが大きく異なります。また、通報窓口が社内に設置される場合には、子会社ごとに個別に通報窓口を設けるか（子会社窓口）、親会社に情報を集約させるか（親会社窓口）により、さらに分類することができます。親会社または子会社が法律事務所等に対して内部通報のオペレーションを外部委託することもあります。

【図 1：通報制度の諸類型】

通報制度	内部通報	子会社窓口	→海外子会社ごとに通報窓口を設置、現地で通報処理
	→社内又は法律事務所等の外部委託先に通報窓口を設置し、通報内容は社内ですべて処理される	親会社窓口	→親会社に統一的な通報窓口を設置、親会社で通報処理
	外部通報	外部委託先	→通報処理を法律事務所等の専門家に委託
	→通報窓口は行政機関等の外部に存在し、通報内容は社内ですべて処理されない		

（出典：筆者作成）

3. ベトナムにおいて日系企業が遵守すべき通報制度

（1）ベトナム法令

本稿執筆日（2025 年 7 月 3 日）時点で、ベトナム国内で「内部通報」に関する設置義務を統一的に定めた法令はありません。ただし、以下の類型に該当する企業は、個別法令に基づき、内部通報制度を構築する必要があります。

対象企業	内部通報制度の構築に際して求められる対応
銀行、ノンバンク ⁴	企業内の不正行為や不法行為に関する通報制度の確立 企業による通報者の身分と利益の保護
公開会社、信用機関 ⁵	企業内の利益相反に関する通報制度の確立 企業による通報者の権利利益の適切な保護

（出典：筆者作成）

一方で、ベトナムの「外部通報」に関する法令としては、通報法（No. 25/2018/QH14）が挙げられます。通報法では、個人が違法行為（犯罪行為を除く⁶）を発見した場合に、同法の手続きに従い、

⁴ 通達 No.13/2018/TT-NHNN（2018 年、2023 年、2024 年に改正）第 15 条及び第 19 条、通達 No.14/2023/TT-NHNN 第 14 条及び第 17 条

⁵ 政令 No.59/2019/ND-CP 第 54 条

⁶ なお、刑事訴訟法（No.101/2015/QH13）では、組織及び個人が犯罪行為を発見した場合に、当局へ告発する権利及び義務が定められています（刑事訴訟法第 5 条第 2 項）。

管轄当局に通報することができるものと規定されています（第1条第1項、第3条第1項、第5条、第9条等参照）。

この点につき、通報法では、通報者を保護する規定が設けられているものの（第4条第2項等）、匿名による通報は原則として許されておらず、通報者は、管轄当局に自らの個人情報を開示する必要があります（第9条第2項a、第23条、第25条第1項）。ただし、通報者が違法行為に関与した個人を明確に特定し、具体的に検証可能な証拠を伴って通報した場合には、調査等に付されることとなります（第25条第2項）。

通報法に基づく通報事例は数少ないものの、2011年には、トヨタ・モーター・ベトナムのベトナム人エンジニアが、同社工場で製造された車両の重大な技術的欠陥を当局に通報しました⁷。また、2025年6月には、タイのチャロン・ポカパン・グループ（CPグループ）のベトナム法人（CPベトナム）のベトナム人従業員が、CPベトナムが病気の豚肉を供給していることを当局に通報しました。これらの通報事例では、いずれの通報者も、内部通報では懸念が適切に解決されなかったため、当局に通報したと述べています⁸。

（2）日本法令

日本では、「内部通報」に関する制度として、2022年に公益通報者保護法が改正され、従業員が300人を超える企業は、内部通報に適切に対応できる体制を整備することが義務付けられました（公益通報者保護法第11条第1項、第3項）⁹。

もっとも、かかる規定は、日本国内の事業者に対して適用されるものであり、海外子会社は適用対象外となります¹⁰。

一方で、日本の上場企業が指針とすべき「コーポレートガバナンス・コード」では、内部通報に係る適切な体制整備を行うとともに、取締役会が体制整備を実現する責務を負い、その運用状況を監督すべきである旨が規定されています¹¹。また、コーポレートガバナンス・コードの実務指針である「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」では、グループ本社主導でグループ全体の内部通報制度の整備に取り組むべき旨言及した上で、内部通報に関する欧米企業の取組例として、海外子会社を含め全社的に内部通報制度を整備している事例を紹介しています¹²。

さらに、経済産業省の公表する「外国公務員贈賄防止指針」でも、企業が構築すべき体制の一環として、内部通報制度の導入が推奨されています¹³。

⁷ <https://vir.com.vn/toyotas-whistle-blowing-engineer-honoured-7812.html>（最終閲覧日：2025年7月3日）

⁸ <https://news.tuotire.vn/cp-vietnam-whistleblower-says-hes-provided-sufficient-evidence-to-authorities-103250605154717889.htm>（最終閲覧日：2025年7月3日）

⁹ なお、2025年3月4日、現行公益通報者保護法の改正案が閣議決定されました。今回の公益通報者保護法の改正では、「公益通報」の適用範囲の拡大や、通報者保護の強化等が主眼に置かれています。

¹⁰ 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関するパブリックコメント別表「寄せられたご意見の概要」50頁

（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000223499>（最終閲覧日：2025年7月3日））

¹¹ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」原則2-5、補充原則2-5①

（<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>（最終閲覧日：2025年7月3日））

¹² 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」4.6.1

（https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/corporategovernance/guideline.html（最終閲覧日：2025年7月3日））

¹³ 経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」10頁以下

（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html（最終閲覧日：2025年7月3日））

このように、日本法令上、海外子会社における内部通報制度の整備を直接義務付ける法令は存在しないものの、内部通報制度が有用であることを前提に、その整備を推奨しているものといえます。

4. 内部通報を採用する際の留意事項

(1) 社内規程の整備

上述のとおり、ベトナムでは、内部通報制度の設置・整備に関する法的義務を具体的に定めた法令が存在しないため、社内規程を作成することにより、比較的柔軟に制度設計を行うことが可能です。社内規程では、通報窓口、通報方法、通報者の範囲、通報者の保護等の事項について規定することになります。

(2) 周知/教育

たとえ社内に内部通報制度を整備したとしても、従業員が制度内容を認識・理解できていなかったり、報復を恐れて通報を控える風潮があったりするのでは、内部通報制度が形骸化してしまいます。また、管理職の立場にある者が告発情報の適切な取り扱いに関する適切な教育を受けていない場合にも、内部通報制度はうまく機能しません。こうした事態を防ぐためにも、従業員に対する内部通報制度の周知徹底や、通報制度に関する法令、社内規程及び手続についての定期的な社内研修・教育の実施を通じて、通報者の正当な利益が確実に保護されることを理解してもらい、その懸念を緩和することが求められます。

(3) 内部通報を受領した際の対応

内部通報制度は、情報が社会に周知される前段階で、当局の関与を受けることなく対策を講じることができる点において、企業にとって大きなメリットがあります。企業は、内部通報を貴重な情報源として扱い、通報者との迅速かつ透明性のある対応を徹底した上で、通報者が自身の報告の処理経過を理解できるよう、適宜十分なフィードバックを提供すべきです。また、内部通報者が希望する場合には、労働組合の代表者等の同席のもとでインタビューを受けることを認める必要もあるでしょう。

内部通報者がその対応に不満を抱えた場合、通報法などに基づく外部通報を利用したり、SNS などを通じて情報を公にしたりする可能性が高まります。公正かつ透明性のあるプロセスを確保することは、単なるガバナンス上の問題にとどまらず、レピュテーションリスクや規制抵触による制裁を受けるリスクを抑えるための実践的な措置でもあります。

(4) 個人データ保護政令

通報者であるベトナム法人の従業員の個人情報を日本などで管理する場合は、個人情報を他国へ移転させること（越境移転）が問題となります。この点、本稿執筆日（2025年7月3日）時点で、ベトナムにおける個人情報保護に関する通則法としては、個人データ保護政令（No. 13/2023/ND-CP）が制定されています。

同政令では、ベトナム国民の「個人データ」¹⁴を他国へ移転させる際には、以下の手続きを行う必要があるものと規定しています（同政令第25条、図2参照）。

【図2：個人データを他国へ移転させる際の手続き】



（出典：筆者作成）

したがって、通報者となるベトナム人の個人名その他の基本情報及び通報内容に含まれるベトナム人の個人データを海外に移転させる場合には、管轄当局へ評価書類を送付の上、移転完了後に所定事項を通知する必要があります。

なお、ベトナム政府は、2025年6月26日、同政令のより上位規範となる個人データ保護法が可決され、2026年1月1日に施行される予定です。同法草案を確認する限り、越境移転の要件に関しては、本政令上における規制から大きな変更点はないものの、越境移転規制に関する新たな免除措置が導入され、従業員の個人データをクラウド上で保存する場合やデータ主体が自身の個人データを越境移転させる場合などが対象となります¹⁵。

5. おわりに

以上のとおり、内部通報制度は、企業内における不正防止の実効性を高める有効な手段となり得ます。ただし、同制度の運用にあたっては、本稿で列举した点以外にもさまざまな課題が生じる可能性があります。そのため、ベトナムでビジネスを行う日系企業としては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、内部通報体制の設置・整備を進めていくことが肝要です。

¹⁴ 個人データ保護政令で定める「個人データ」とは、電子環境における記号、文字、図形、画像、音声又はこれらに類似する形態の情報であって、特定の個人に関連し又は特定の個人の識別につながる可能性があるものをいいます（同政令第2条第1項）。

¹⁵ 個人データ保護法第20条、第22条参照

アジアプラクティスチームの最新情報 *2025/7/3時点

ホーチミンオフィスLinkedInにて掲載中

- ・ [\[Legal Update\] Denial of Exit from Vietnam due to Certain Tax Debts](#)

ニューズレター

インドネシア：「[インドネシア金融セクターにおける新たな紛争解決制度（PADG 18/2024）の概要と実務への影響](#)」（2025年2月28日）

ベトナム：「[ベトナムデータ法（2025年7月1日施行）のポイント解説](#)」（2025年4月15日）

開催予定のセミナー

スリランカ：「[How to Set Up Your Business in Japan: A Step-by-Step Guide](#)」
2025年7月10日開催予定

ベトナム：「ベトナムにおける内部通報制度の設置・運用」
2025年7月22日・25日・28日開催予定

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: katsunori.irie@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)（オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association）
Email: anh.mai@aplav.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)（アソシエイト、第一東京弁護士会）
Email: taisuke.oikawa@aplav.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [岸田 梨江](#)（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@aplav.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。
また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム
Email: ipg_vietnam@aplav.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


福岡提携オフィス | Fukuoka
Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス | New
York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th
Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United
Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpemTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス | Brussels
Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス | Ho Chi
Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
